

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和4年9月30日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和4年10月18日から同年11月7日まで縦覧に供する。

令和4年10月11日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
丸亀市綾歌町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 滝ノ鼻地区	丸亀市産業文化部 農林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 赤坂地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (揚水機改修事業) 土路池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 宮池地区	〃
多度津町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 西白方宮ノ前地区	多度津町産業課